

葛飾区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和8年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第3号

葛飾区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、葛飾区における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。